

## 大企業による農山漁村現場への人材派遣等の取組促進に関する検討会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「大企業による農山漁村現場への人材派遣等の取組促進に関する検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本検討会は、農山漁村における課題解決に向けて、社会的影響力の高い大企業による関与を促進するための論点整理や方向性の検討を行うことを目的とする。

### (座長)

第3条 検討会に座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。本検討会の議事の進行は、座長が行う。

### (会議)

第4条 本検討会は、非公開を原則とする。ただし、委員名、資料等は原則公開とする。本検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

### (事務局)

第5条 本検討会の事務局は、株式会社Ridilover(事務局)、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（事務局サポート）に置く。

### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、農林水産省農村政策部農村計画課及び事務局にて、協議の上、定める。

### 附 則

この規約は、令和7年8月1日から施行する。